

## 聖籠町教育委員会告示第2号

聖籠町学校給食費の徴収に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年10月1日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠町学校給食費の徴収に関する要綱の一部を改正する告示

聖籠町学校給食費の徴収に関する要綱（平成14年聖籠町教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「幼稚園児」を「町立こども園に在籍する子ども（以下「町立こども園在籍子ども」という。）」に、「幼稚園」を「町立こども園」に改める。

第3条の見出し中「給食費」の次に「の金額」を加え、同条第1項第1号中「幼稚園児」を「町立こども園在籍子ども」に改め、同項第5号中「幼稚園職員」を「町立こども園職員」に改め、同項第1号中「幼稚園児」を「町立こども園在籍子ども」に改める。

第4条の見出し中「給食費の」を「欠食に係る」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（こども園副食費相当額の減額）

第4条の2 町立こども園在籍子どものうち、次の各号のいずれかに該当する者に係る給食費（第3条第3項による休業日及び一時預かり保育時の給食に係るものを除く。）は、副食費相当額を減額するものとする。

- (1) 聖籠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年聖籠町条例第18号。以下「条例」という。）第13条第4項第3号ア（ア）に該当する副食の提供に係るもの
- (2) 中学校等（中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期中等教育及び特別支援学校中学部をいう。以下同じ。）修了前の子どもが同一世帯に3人以上いる世帯に属する町立こども園在籍子どもに係るもの（当該世帯の中学校等修了前の子どものうち、最年長者及び2番目の年長者を除く。）

2 前項の規定により減額を受ける者の給食費の金額は、前条の規定にかか

わらず、次の各号に掲げる金額に読み替えるものとする。

- (1) 1食あたりの給食費（前条第1項第1号に定める金額） 25円
- (2) 月額（前条第2項第1号に定める金額） 400円

附 則

（施行期日）

この告示は、告示の日から施行する。